

(1104)

596

ということが非常に重く考えられまして、殊に我々參議院の一行の視察調査というものは多大の期待がかけられてあつたという点でございます。今回の視察の結果は、これより兒童福祉法案の審議の上に実に有益無比に具現したと考えるのでございますが、各視察團傘下の議員諸公は殆んどこの日程中碌々休養をとる暇もございませぬ、京都、大阪、廣島縣下に参りまして、施設以外には一歩もその他の目的以外に出でますこともございませぬ、全く終始調査に努力いたされまして、たのしみでございます。疲勞を押し、暑熱を冒しまして遺憾なく目的を達成し得、あらゆる問題に關しまして深い認識を加へ、且又異常なる感激の程にこの兒童福祉法案の審議に關連いたしまして、深い決意を各位が持ちになりましたことをここに御報告を申し上げる次第でございます。

○委員長(塚本重隆) 宮城委員、御報告をお願いします。

○宮城委員(日君) 五分間の時間の程度の報告というお話でございました。で私が御報告申し上げますその視察いたしました施設二つについて時間の許す限り申し上げたいと思ひますが、私は大阪府立の修徳学院、京都府立の洪陽学院、これは御承知のように、兩方とも昔の言葉をわかり易く使いますと、府立の感化院でございます。少年教護法によります十四歳未満の少年で不良の行爲があるもの、又は不良の行爲ある虞れのあるもの、それらが学校や家庭で教育のできない、つまり手に余るといつたようなものを入院させますその施設でございます。どちらにも智能を啓発します、或いは情操教育をいたし

ます。或いは意思の訓練をいたしますという一般的な普通の学校教育と、それから家庭教育とを合せた教育をします施設で、どうしていづれも費用の点もございませうが、大抵一年から一年半ぐらゐり卒業させるような非常な短い期間にその不良を矯正してつづまり反社会性を持つておりますところの精神的なものや、それから反社会性を持つております行爲を矯正して卒業させるという仕組みでございますのであります。でこの二箇所のみではございませぬ。私が今度視察をいたしましてしみんと感じましたことは、余りに私共この公職を重んじられましてためにまあ結局見せる方の側の人情ではございませうけれども、できるだけ良いところだけを見せようといったような傾向が全部ではございませぬけれどもございまして、結局見ましたところは一番良いところで行きどころだつたという感じがございまして、一方から申しますと、私共の施設を見ました見方も少し片手落のような気がいたしてあるのでございます。その意味でこの二つの教護院によりまして、十分な御報告は勿論できませんが、ざつと申しますと、大阪府立の修徳学院は、これは歴史も古うございしますが、場所から申しまして大阪の中心から離れますこと、ハイヤーに乗つて一時間以上も走らなければならぬといつたような都部の町にございませう。非常な大きい土地で、点々として子供達の住んでおります家庭寮がございまして、いつたような、施設の場所としまして理想的なところでございませう。ここに現に收容されておりますものは男二百五十人、女が八十五人、余り

全体で三百四十二人かと仰せになつておりましたようでございますが、これだけの男女の子供達が家族十八棟に分けられて、つまり学校以外の時間には家庭で家庭的に育てられるといつた仕組みになつておつたのでございませう。でこれは子供の住いも随分設備が居いてございませう、それから医療の方、面も、それから図書設備も娯樂設備も可なりございまして、ようございませうが、實際往復の時間にも随分時間を取りましたような関係もございまして、それから参りまして食事をして、

ましたが、すぐ座談会に移るといつたようなわけで、實際申しますと、今度の私共は家庭寮に参りまして詳しく見ましたら、ここに教員参つておりますので、大体のことは分つておりますけれども、今度の視察では余り詳しく見る時間もございませぬで、ここまでは講堂に子供達を皆お集め下さいます、子供達の元氣な顔を見、それから上手にできた歌を聞き、それから和歌を作つておられますればその和歌を聞きとつたような、まあよくつとした学藝会をいたしてくれまして、子供達に直接会いましたのでございませう。健康状態も大変宜うございませうし、これが不良の子供かと思われるように大変よい子供達でございまして、うに大変よい子供達でございまして、れしうございまして、それから大阪はざつとそれではしりまして、京都府立の洪陽学院にその翌日参りましたのでございませう、これは京都府からちよつとハイヤーで一時間半も走らなければならぬ府下の關部町にございませう。これも又山の中にございませう。誠にそれこそ景色の佳い場所としました

らなるとも申し分のない学校でございまして、こもやはり子供の生活の様式は家庭寮式になつておまして、家庭寮が八つばかりございまして、こでは男の子や女の子、合せて百四十人程の在籍者がございまして、女の子は十二、三人おりました。これらの者が皆分れて家庭寮に住いて、そして登校の時間は皆学校で學んでおるといふような仕組みでございまして、が、兩方とも通じて共通にやられておりましたことは、やはり先程ちよつと申しましたようにちやんと普通の学校式に朝は学校に行き、午後は年齢によつて作業をさせられて、それから普通の退ける時間になりますと家に帰ります。それからこの家庭寮の生活が始まる。つまり普通の生活のようないつたような仕組みになつております。それは兩方共通でございます。ここでもやはり子供をお集め下さいます、歌を歌わして下さつたり、それから女の子はピアノを弾いたり、或いは踊をしましつたりといふようなことで、この子供達も修徳学院と同じように非常に健康で、病人を見出したと思つても見られないうくらい健康で、丈夫で、さうして良い子供達だつたと見えましたのでございませう。少し長くなりますけれども兩方通じて私が切實に感じますことを一、二申し上げますと、大阪府としても京都府としまして、とにかくこれは模範的な感化收容のなされております場所でございますといふ説明でございまして、併しこの二つの所でございませう音楽なんか非常に哀れつばい、皆お母さんをお母さんを出して、お母さんお母さん、お母さん

思つて泣きますよ。お母さんと思つて泣きますよ、私共から見ますと、いかに特別扱いされておるやうな子供らしくないやうな教育じゃないかといふやうで、非常に心の痛い思いをいたしたのでございませう。で先達私が新宿の街頭で、お母さん達と街頭での放談討論会をいたしましたときに、或お母さん達、一人じやございませぬで、二、三が私を擁護して申せました言葉に、二、三日前に不良少年の團體の歌がラジオで放送されましたが、もうその歌を聞いておりましたと、誠に哀れつばい、恐らく世の中の母といふ氣持を持つておる者は、あれを聞いて皆泣いたでしやうと、どうかしてあゝい歌を一つ取り締つて貰つて頂くことはできないかといふお話したつたのであります。それで私共の家の子供でしたら、あんなお母さん、お母さんといつて、お母さんを泣かせるやうな歌を決して歌わせません。子供は子供らしい歌を歌わして頂くたいといふことを言われましたので、私は放送局の方に連絡を取つて調べて見ましたら、それは私が保護をしておるところの保護團體の子供が、実に哀れな歌を歌つたやうでございませう。で、私は尙惑ひしたのでございませうけれども、私共母としての立場から見ますと、どうにかしてやつと普通の子供と同じやうな取扱をして頂きたい。歌なんか哀れつばい歌なんか歌わして貰つたらとても耐えられなくなる。或いは男の方であつたり、素人の方であつたりしますと、あんな歌を歌うと可哀さうだなあ、それがよい子供になつたといふやうな感じになるかも知れませうけれども、ど

思つて泣きますよ。お母さんと思つて泣きますよ、私共から見ますと、いかに特別扱いされておるやうな子供らしくないやうな教育じゃないかといふやうで、非常に心の痛い思いをいたしたのでございませう。で先達私が新宿の街頭で、お母さん達と街頭での放談討論会をいたしましたときに、或お母さん達、一人じやございませぬで、二、三が私を擁護して申せました言葉に、二、三日前に不良少年の團體の歌がラジオで放送されましたが、もうその歌を聞いておりましたと、誠に哀れつばい、恐らく世の中の母といふ氣持を持つておる者は、あれを聞いて皆泣いたでしやうと、どうかしてあゝい歌を一つ取り締つて貰つて頂くことはできないかといふお話したつたのであります。それで私共の家の子供でしたら、あんなお母さん、お母さんといつて、お母さんを泣かせるやうな歌を決して歌わせません。子供は子供らしい歌を歌わして頂くたいといふことを言われましたので、私は放送局の方に連絡を取つて調べて見ましたら、それは私が保護をしておるところの保護團體の子供が、実に哀れな歌を歌つたやうでございませう。で、私は尙惑ひしたのでございませうけれども、私共母としての立場から見ますと、どうにかしてやつと普通の子供と同じやうな取扱をして頂きたい。歌なんか哀れつばい歌なんか歌わして貰つたらとても耐えられなくなる。或いは男の方であつたり、素人の方であつたりしますと、あんな歌を歌うと可哀さうだなあ、それがよい子供になつたといふやうな感じになるかも知れませうけれども、ど

啓発します、或いは情操教育をいたし

ものは男二百五十人女が八十五人余り

にそれこそ景色の佳い場所としました

出して、お母さんお母さん、お母さんを

じになるかも知れませんが、ど

うにかしてあゝいうふうな普通の子供
とできるだけ違わぬような環境に置
きたいし、教育もして頂きたいとい
うような気がいたしたのでございます。
それから今一つ、私は殊に京都の洪
陽学校で感じたことなのでございま
すけれども、私共が拜見いたしました所
は、実に見事な新らしく建てられま
した家族舎でございまして、そうしてそ
の座敷といふ、裝飾といふ、とても私
共の生活でも真似のできないような立
派な寮でございまして。進駐軍の方が
来て、こういう綺麗な所だつたら、私
共もこゝへ来て先生がしたいと言われ
たというふうな説明を伺つたのであり
ます。誠に御尤もなものであります。と
ころがその一方又案内を受けませんで
したけれども私は古い舎を見て頂き
たい。そうしてそこの子供達の食べる
食器と夜具とそれだけ見せて頂いたら
子供達の生活が分ると思ひまして、そ
れを見に行きましたときに、さつき寮
内を受けました所とは雲泥の差の、も
う古い所ではございましてたけれども、
お花一つもない、畳も敷いてなかつた
というふうな感じがございまして、そ
うしてそのときに私はこんな所に入れ
られます子供と悪い所に入れられます
子供と、どういふふうにしてこれを分
類なさるか。これの影響はどういふ
うになるか。或いは宜い設備をするそ
の費用を半分分けして、もつといふ所
悪い所のないように一つして頂く方が
いいのじやないかというふうな感じを
持ちながら、非常に設備の悪い所を見
て来たのでございます。

さんといわれる方は、京都の方ではつ
まりこの先生方が家族で以て中に住み
込んでいらしやる。その住いも子供と
半分々々になつております。これは人
間の良い悪いということではなくて、こ
ういう仕組になつておる所が京都以外
にも随分全国にあつたと思つておりま
す。けれどもこれの影響がどういふ
うなのかといふことを私はしみじみ
と感じさせられたのでございます。宜
いところを言えば、本當に子供を育て
ております、自分も子供を持つておる
というお母さんが、お母さんとなり、
そうしてお父さんがそのお父さんとな
り、つまり学校では先生でなければ
も、家庭ではお父さんといふことも、
一面からいふた非常にいいことでご
ざいまして、又半面から言つて、私が
そこへ参りましたときに、はつと心
を打たれたことは、子供の食事を
子供は共同炊事でされておりますもの
を各家庭の食堂で子供達に配付されま
して、そこで食べるようございまして
けれども、そのお膳では換一つの所で
本當に和やかな家庭生活ができてい
て、そこには子供もお母さんといふこと
になりまして、少々の睦ましい、さうして煮
炊きをして、そこで別なものを食べて
いらつしやる生活を見ながら、そこに
収容されている子供だけはそのために
いいこともありまして、どういふか
家を思い出し、これは随分子供達に苦
しい生活じやないかといふことを参り
ました瞬間に私は感じました。こうい
うことは大いに研究問題で、どちらが
いいか悪いかといふことは今後の問題
になるだらうと思ひましたけれども、
感想を申し上げますれば、いふくございま
すけれども、つまりこれは人が良い悪

い先生方ができているいふでなく
て、自分の家庭を持つて、自分の子供
といふものと、どんなに可愛くても人
の子供といふものの間に区別が全然つ
かないといふことはむずかしい。自分
の子供は悪から救ひ病氣をしたから救
うといふことは親の人情だと思ひます
が、大きい問題として、私の心を投げ
つけられたことだつたのであります。
とにかくいいこと悪いことごちやう
言ひましたが、時間も過ぎましたが、
この二つの府立の修徳学院と洪陽学校
につきまして、大変不用意な報告を申
し上げました次第でございまして、
○委員長(塚本重義君) 次に小川委員
に報告をお願いいたします。

○小川友三君 児童福祉法案に親心を
加へまして、未曾有の敗戦によつて、
幾十万の孤兒ができましたので、この
法案の上程されるに當りまして、我々
厚生委員一行は、この孤兒を命がけで
救うために、政府の提出されたこの法
律案に眞心を加へたいと、こう思ひま
して、視察行をいたしましたのでありま
す。絶対の愛は親心であります。この
親心が、親を失つた子供には欠乏して
おるのであります。我々一行は何と
かして、この法律に温かい又熱の籠つ
たマントの中に纏かしてやりたい、私
共の大きな愛を以て育ててやるための
急所を発見したいと思ひまして、先づ
第一番に直行いたしました。廣島市内
に到着をいたしましたのであります。第
一番に同胞援護会経営になる基町引揚
げ孤兒収容所の視察をいたしましたので
あります。これは、原子爆弾で破壊され
ましたところの沙漠の中に建てられ
た感のする不完全な建物でありまし
て、その中には数十名の親のない可哀

さんたちは一番いい部屋に生活してお
つたのであります。こうした犠牲、犠
牲的大精神こそ正に親心である、かよ
うに視察團は感激をいたしましたのであ
ります。絶対に親心がなければ子供を育
てるといふことはとてもできないので
あります。この育成所の様子を視察
團は入つて拜見した、一々見たのであ
ります。地域も風光明媚、前に川流れ
る瀬戸内海を眺めて、小高い丘の上に
段々と立つておる様は誠に大家の構え
であります。ここに収容されておる
孤兒たちは、一般民家におる孤兒たち
よりもつと仕合せな感を外観的にも興
えるのであります。ここに収容され
ております孤兒たちが喜々として喜び
戯れ、勉強をいたしておるのでありま
す。又この収容所には奥の方の小高い
山を登りますと、本堂がございまして
壁五十疊敷くらひと思ひますが、立派
な本堂がございまして、そこで修養をす
る、いい環境に恵まれて、先生たち
がが父さんお母さんになりまして教
育、育成に心を砕いておる様は、正に
満点であると思ひます。我が
子、我が孫として育てておる様は正に
涙の出る感動に我々一行は浸つたので
あります。特に婦人職員であります
ところの河崎さん、宮城さん、木内さ
んの三女史も、この模範的経営には非
常なる感激をせられたように自分は
思つております。又この三女史も目頭
を熱くしてこの子供を抱え、又保母
さん先生たちに感激しておることは勿
論だと思ひます。男子の議員の三木先
生、草葉先生も婦人議員と同じような
大きな感謝と感激に打たれたのであり
ます。健康そのものの子供たち、おじ

いちやん、おじいちゃんと呼ぶ子供たち、約九十名前後の子供たちであります。おじいちゃんという人はどの人かと我々は弱かに思いましたところが、そのおじいちゃんこそは正に山下議員であつたのであります。又おばあちゃん、と子供達が言います。そのおばあちゃんこそが正しく山下氏の令夫人であつたのであります。お母さんと呼ばれる人はまだ二十三歳の若い女性を命を絶つて、粉骨砕心、一生懸命この子供達を教育育成したておる様は正に児童福祉法案を作るに当りまして、模範的な模範であると、私はさうに信ずるものであります。この九十余名の人々と先生方、保母さん方、百名前後の人々が正に一心一家一つの心となりまして、児童を育成しているには驚かざるを得なかつたのであります。宗教家である山下氏が宗教の全体のい

るところを活かしまして、絶対の愛に立ち上つて、算盤を度外視して、そうして廣島市並びに全国の戦災児を育成しておられるのであります。家庭と学校を兼ねた模範的、理想的設備でありまして、家庭であり、教室があつてすぐそこを勉強し、入浴室は完備し、料理場も亦完備をいたしておるのであります。正に保健衛生上、満点であると自分は信じておるのであります。殊にこの育成所には大学の生徒が三三人いたのであります。この生徒は犠牲的精神を以て、児童の育成と教育に當つておる様は正に感激せざるを得ないのであります。学生の多くは道義頗麗し不良少年の巷に流れ、繁華な町を流り遊ぶ時代であつたのに、こうした世のどん底にある者に愛の灯りを掲げておる様は、我々視察團として感激するものであります。経営に予算を度外視してやつておる様はよく手に取るやうに分るのであります。母親が子供を育てるのに算盤を持つ者はありません。この育成所の九十名前後の教育の経営者は算盤を度外視して、一切を挙げて自分の清物も、自分の一切を挙げてこの児童を育成しておるというこ

は算盤以上の犠牲を拂つて、さうして子供を育てておればこそ、一人の親せゐた児童を養育することもでき得なかつた仕合せを我々は感謝いたすものであります。それから瀬戸内海の孤島である、似島にありまして戦災孤児教育所の視察をいたしましたのであります。ここは開設まだ来月で一年になるというところでありまして、まだ建設中のものであります。先生達が協力、努力一致して児童の教育に當つておるのであり、又感激を大いにするものがありました。が、何分にも小さい子供を、離れ小島に引張つて行つて育てるのであります。その子供達は遠く点々と見える廣島市内の灯りを見て、非常な淋しさを感ずるのであると我々は涙ぐんだようなわけでありました。今後この絶海の孤島に似た離れ小島に子供を育てるという事は差控えて貰つて、不良少年というやうな犯罪的なものをここで育てるといふやうな建前で、是非我々はそうした立案をしたいと、かように思つておるのであります。それから今後の児童福祉法案ができた上は、大臣は文化勳章をこの功勞者に出すお言葉があると思ひますが、とにかく徹底的に盡した者に文化勳章を出して貰いたいという氣持を私は持つてあります。又この

の育児に當りまして、児童福祉金融庫というものを作りまして、到る所の孤児收容所の状態が皆赤字続きで悩んでおりますので、こういう人々が何百何十人という子供を抱えて悩んでおる、これらの人のために児童福祉金融庫を作つて貰いたいということを考えたが視察を終つたのであります。○委員長(塚本重蔵君) 次に三木委員の御報告をお願いします。○三木治朗君 私も一行の末席を汚しながら各地を歩いたものであります。私の報告の受持は、京都市にある児童院の報告をしろということになつております。この児童院と申しますのは、御大典記念にできたのであります。相当歳月を経たのであります。その当時とすればその御下賜金十九万円を以てやつたのであります。が、相当な施設があるのであります。この児童院は、子供はむしろ母親の胎内にある内から十分に保護を加えなければいけないという建前で助産もやつております。むしろ今日においては助産が主となるがごとき感があるのであります。向書間は乳幼児の託児所を行つておるのであります。委員長は医学博士でありまして、いろいろ意見を聴きました。が、要するに総合的な施設を持つことが大切だといふ建前で、児童の復の中にいる内からずつとそこで面倒を見て大きくすると、健全な児童を育て上げて行くという理想を以てやつておられるようであります。いろいろ細かい点につきましては多少の意見もありましたが、比較的によくやつてゐるという感じを受けたのであります。又こういう行き方、いわゆる総合的な児童に対する施設を持つ必要を痛感して帰つて参つたのであ

ります。この総合的な施設をすることと同時に考えましたことは、これが一元的に厚生省なら厚生省として、今度の福祉法案の中にあります。やうに、乳幼児のいわゆる腹の中の子供から十八歳に至るまで、これを一つ手で行くということが非常に効果的ではないかというやうなことを深く痛感して参つたのであります。時間がございませぬので、私は簡単に申し上げておきますが、総合的に一元的にやつて行きたい。それからこの児童福祉の問題は仕組が大事、いわゆる機関といひます。仕組が悪くはいけない、仕組を良くして、さうして設備を伴つて、同時に人を得る、この三つが相伴つて初めてこの目的が達せられるのではないかとことを考へて参つた次第であります。以上を以て報告を終ります。○委員長(塚本重蔵君) 次に草葉委員。○草葉隆國君 要綱を中心にして御報告申し上げます。私はこの調査に参りました第一に、調査の態度をどういふ態度にするか、その次に、調査の実際の状況はどうであるか、その結論はどうであるか、この三つについて御報告申し上げます。主として東京府下の福祉施設児童問題というものを本日は御報告申し上げます。それに対する私の調査の態度は第一に、戦災地と非戦災地の比較におきまして、施設の状況はどういふことが大都市と、戦災市と非戦災市とどう違ふか。指導者に対する問題はどうか。殊にこの児童問題に対する指導者の諸君がどういふうな方針を持つておるかということに對

して、戦災地の施設と非戦災地である京都とどういふふうに通つておるであらうかというの、第一の点であります。第二点は、社会政策の立場から児童問題というものを今後どういふふうに取り扱つて來たら宜いかということ。この施設から汲み出そうとする。第三番目は、福祉法案を以て、この法案をその健康施設して行つた場合に、戦後の将来の日本を本當に背負う子供がでさうして來るかということ。大体私はこの三つの調査の態度を以て視察して参つたのであります。

その態度を以てしまして調査をいたしました一つの状況は、第一には戦災地と非戦災地とを問はず児童の問題、児童の児童といふものの状況は、殆ど変わりはない。焼けておらない所も焼けておる所も、その性格においていろいろな点において殆ど変わりはない。それから第二の点におきましては、全体を通じて誠に現在の児童福祉施設といふものは無計画であつて非科学的であつて、二、三のものを除きましては、殆ど場当たり的で、一夜作り、まあ火事場式だといふやうな感を強く持つたのであります。これはこの前の第一次歐洲戦争後、或いはソウイェトナリドイッナリ、イタリーナリ、その他の同様な施設を見ながら、特に日本の現在について誠に心に堪えない状態を見たのであります。これは是非一つ厚生大臣に一度お廻り願つて、親しく一つ御視察をお願いしたい。具体的なことは時間がありませぬから申し上げません。第三番目には、さういふものを見ながら、私は政府の方針に今までの行き方において大きな欠点がありはしないか、こういうことを強く感じたのであ

るものであります。経営に予算を度外視してやつておる様はよく手に取るやうに分るのであります。母親が子供を育てるのに算盤を持つ者はありません。この育成所の九十名前後の教育の経営者は算盤を度外視して、一切を挙げて自分の清物も、自分の一切を挙げてこの児童を育成しておるというこ

は算盤以上の犠牲を拂つて、さうして子供を育てておればこそ、一人の親せゐた児童を養育することもでき得なかつた仕合せを我々は感謝いたすものであります。それから瀬戸内海の孤島である、似島にありまして戦災孤児教育所の視察をいたしましたのであります。ここは開設まだ来月で一年になるというところでありまして、まだ建設中のものであります。先生達が協力、努力一致して児童の教育に當つておるのであり、又感激を大いにするものがありました。が、何分にも小さい子供を、離れ小島に引張つて行つて育てるのであります。その子供達は遠く点々と見える廣島市内の灯りを見て、非常な淋しさを感ずるのであると我々は涙ぐんだようなわけでありました。今後この絶海の孤島に似た離れ小島に子供を育てるという事は差控えて貰つて、不良少年というやうな犯罪的なものをここで育てるといふやうな建前で、是非我々はそうした立案をしたいと、かように思つておるのであります。それから今後の児童福祉法案ができた上は、大臣は文化勳章をこの功勞者に出すお言葉があると思ひますが、とにかく徹底的に盡した者に文化勳章を出して貰いたいという氣持を私は持つてあります。又この

の育児に當りまして、児童福祉金融庫というものを作りまして、到る所の孤児收容所の状態が皆赤字続きで悩んでおりますので、こういう人々が何百何十人という子供を抱えて悩んでおる、これらの人のために児童福祉金融庫を作つて貰いたいということを考えたが視察を終つたのであります。○委員長(塚本重蔵君) 次に三木委員の御報告をお願いします。○三木治朗君 私も一行の末席を汚しながら各地を歩いたものであります。私の報告の受持は、京都市にある児童院の報告をしろということになつております。この児童院と申しますのは、御大典記念にできたのであります。相当歳月を経たのであります。その当時とすればその御下賜金十九万円を以てやつたのであります。が、相当な施設があるのであります。この児童院は、子供はむしろ母親の胎内にある内から十分に保護を加えなければいけないという建前で助産もやつております。むしろ今日においては助産が主となるがごとき感があるのであります。向書間は乳幼児の託児所を行つておるのであります。委員長は医学博士でありまして、いろいろ意見を聴きました。が、要するに総合的な施設を持つことが大切だといふ建前で、児童の復の中にいる内からずつとそこで面倒を見て大きくすると、健全な児童を育て上げて行くという理想を以てやつておられるようであります。いろいろ細かい点につきましては多少の意見もありましたが、比較的によくやつてゐるという感じを受けたのであります。又こういう行き方、いわゆる総合的な児童に対する施設を持つ必要を痛感して帰つて参つたのであ

ります。この総合的な施設をすることと同時に考えましたことは、これが一元的に厚生省なら厚生省として、今度の福祉法案の中にあります。やうに、乳幼児のいわゆる腹の中の子供から十八歳に至るまで、これを一つ手で行くということが非常に効果的ではないかというやうなことを深く痛感して参つたのであります。時間がございませぬので、私は簡単に申し上げておきますが、総合的に一元的にやつて行きたい。それからこの児童福祉の問題は仕組が大事、いわゆる機関といひます。仕組が悪くはいけない、仕組を良くして、さうして設備を伴つて、同時に人を得る、この三つが相伴つて初めてこの目的が達せられるのではないかとことを考へて参つた次第であります。以上を以て報告を終ります。○委員長(塚本重蔵君) 次に草葉委員。○草葉隆國君 要綱を中心にして御報告申し上げます。私はこの調査に参りました第一に、調査の態度をどういふ態度にするか、その次に、調査の実際の状況はどうであるか、その結論はどうであるか、この三つについて御報告申し上げます。主として東京府下の福祉施設児童問題というものを本日は御報告申し上げます。それに対する私の調査の態度は第一に、戦災地と非戦災地の比較におきまして、施設の状況はどういふことが大都市と、戦災市と非戦災市とどう違ふか。指導者に対する問題はどうか。殊にこの児童問題に対する指導者の諸君がどういふうな方針を持つておるかということに對

して、戦災地の施設と非戦災地である京都とどういふふうに通つておるであらうかというの、第一の点であります。第二点は、社会政策の立場から児童問題というものを今後どういふふうに取り扱つて來たら宜いかということ。この施設から汲み出そうとする。第三番目は、福祉法案を以て、この法案をその健康施設して行つた場合に、戦後の将来の日本を本當に背負う子供がでさうして來るかということ。大体私はこの三つの調査の態度を以て視察して参つたのであります。

る様は、我々觀察團として感謝す
う氣持を私は持つ者であります。又こ
つ必要を痛感して悔つて参つたのであ
な方針を持つておるかということに對
か、こういうことを強く感じたのであ

ります。むしろただ政府はこの敗戦後
の日本の兒童問題について、單なる予
算的措置ばかりを講じて来たのではな
いか。而もその予算的措置も不十分な
予算的措置を講じて、それを以て足れ
りとしておる状態ではなからうか。こ
れは或いは緊急施設の状態、緊急施設
施設を昨年来政府がいたしました。そ
の緊急施設等を見ましても、誠に
むしろそれによつてできたものが却つ
て悲しむべき状態ではないかとさえ考
へるようなものを多く見受けるのであ
ります。極く形式的であつて、むしろ
反射的と申しますか、ばあつとひつ
り返したというような状態の施設にな
つております。従つてそこには本當に
文化的な香りの高いゆかしさとか、或
いは子供らしさとか、或いは祈りの心
合掌の心とか、或いは音楽、宗教とい
うようなもの香いというやうなもの
は、多くの所におきまして殆ど見られ
ない状態であつた。そして全く今多
くの場合には、その少年をただそれだ
けをふつと見てそして処置をするとい
うやうなもの現れであつて、従つ
て敗戦の日本の環境というものに對
する打つ手をも打たれていない、呼
びかけておられないというやうなのが
大體の状態であります。京都におきま
しても、そういう状態の下に京都はや
やそれを中心とした兒童の社会的運動
というもので、二見るべきものがあ
つたのを大変愉快に思いました。京都
少年保護學生聯盟、一九〇四年にニュ
ーヨークでやりましたあのビッグ・ブ
ラザリス・フンド・シスターズ・ムー
ブメントという動きが見受けられまし
たのを大変愉快に思つたのでありま
す。そしてもう一つは、機關と機關
との連絡性というものが殆ど見受けら

れておりません。研究されておらな
い。科学的に取扱われておらない。一
面に京都は社會事業研究機關を作つて
殊に兒童問題につきましては研究して
おりましたので、その点は非難地と
しての都市のゆとりを感じて、大変嬉
しく思いました。
いろ／＼と施設がありましたが、そ
ういふ施設よりも、私は一貧乏寺の住
職が、ほんの破れた家をそのまゝにし
て、何十人かの子供を眞ッ裸になつて
世話しておる一つの施設を見たのであ
ります。むしろ政府の金を投じた、何
十何百万円の施設よりもその施設の方
に貧乏寺の住職と生きたものを見出した
のであります。以上を申し上げま
す。もう一つ調査の中で結論を申し上げ
ます。前に各施設において戦前と殆ど
同じやうな大體の指導者が態度を以て
やつておる。つまり言葉を変えて申し
ますと、民主的な方針、施策というも
のが殆ど見られない（同感と呼ぶ者
あり）というのを痛感した次第であ
ります。

以上によりまして、私は自分の觀察
の結論を御報告する義務を持つてお
る存じます。それは第一には、今のよ
うな状態で一体日本は立つて行けるの
か。國策として社會事業というものを
強く採り上げなければならぬのじやな
いか。それで今度兒童福祉法案が出て
おりますが、この兒童福祉法案と並行
して、或いはそれに先行して、一体日
本の社會事業は如何に今後持つて行
べきか。殊に敗戦後のこの悲痛なる中
において、明日の日本を背負う兒童を
これを育てて行くにどういふ手を打
つて行くかというのを、もつと眞
剣に採り上げて来たら、私は明日

の日本は正に憂うべき状態になりはし
ないかとさえ思ふ結論を得たのであり
ます。そして又第一次歐州戦後の各
國が殆どあらゆる犠牲を忍びながら、
兒童問題、福祉問題に十分なる方策を
講じた先例について見ましても、日本
政府において殊に我々この厚生委員會
において、そういう点について十分な
方法を考へるべきものではないか。従
つて本兒童福祉法案がこのまゝ若しや
実行されるとしたら、それで明日の日
本の兒童というものは、本當に幸福に
なり得るかどういふことを考へますと
きに、もう少し根本的な問題に觸れな
がら慎重に研究すべき余地を、この一週
間余りの院議を以て参りました調査に
おいて深められたのであります。まだ
いろ／＼と御報告申し上げる点もあり
ますが、以上を簡単に御報告申し上
げます。

○委員長（塚本重義君） 次に木内委員
の御報告を求めます。

○木内幸や君 僅かな時間に參議院
というこのために非常な廣範圍の視
察をさせて頂いたことを、非常に自分
の光榮に存じております。

・私四十年來、貧乏な板橋という所に
教育をしていたために、ひがみ根性が
あるかも知れませんが、子供に對する
ところの本當の親心を盡して行くのに
は、いろ／＼のむずかし法律ができ
て、外面的に縛られるほど、本當の先
生になり切れない、本當の魂を子供に
注ぐことができないといふことを、自
分は痛感しておる一人であります。今
度兒童の福祉法案ができました。ど
ぞその弊から逃れるように、これが一
番私が希望とて、案を更によく練
つて行きたい根本で、私が望んでお

ところでございます。子供の幸福とい
うものを願うのには、今隠れておるこ
とがどつさりあると思ふのであります
が、政府がそれを見出すことが、民生
委員或いは何々といふものの中から必
ず當を得た人を得ることができるか
できないかといふことを、私は今まで過
去の経験において痛切に感じておりま
す。今度視察をさせて頂きました時に
やはりそれを私は現場においてはつき
り教えられるやうな氣持がいたしたの
であります。この社會施設、子供の教
育といふものは河崎さんはそれは道樂
といふ言葉を使つてはいけなかつた
やいまして、私は道樂といふ言葉を
以て言いたい。本當に命も魂も、それ
に打ち込むところの純粹性を持つ。そ
うしてそれに入つたところの道樂でな
ければできないと思ひます。けれども道
樂といふものは今日の時期においてし
得ないことで、先ず今度の施設に對し
ては、本當に仕事をなさうといふ
ときには、經濟上の殆ど悩みを持つて
おいでになる、又現在お持ちにならな
いでも、もう少し経つたら必ず行き詰
ることだらうと思ひます。この施設が
十分にできるためには國家の保護がな
ければならぬ。つまり社會施設を國
家が見守つて下さなければならぬ
い。その國家と、本當の熱愛するこ
ろのベスタロツチのやうな教育者と結
び付ける。それが今度の福祉法案であ
るとし、私は今度の福祉法案で、
（見せて頂いたいろ／＼の点から、
この福祉法案をもう一つ本氣に立て直
して考へさせて頂くことを、私の今度
の視察でより一層考へて帰つて参りま
した。これが私の報告でございます。

○委員長（塚本重義君） 最後に河崎委
員の御報告をお願いします。

○河崎ナツ君 私は御指令によりまし
て、廣島、大阪、京都で開かれまし
た兒童福祉法案を中心とし、且又平生社
會事業をしております仕事の上からの
いろ／＼の感想、及び考へておる事柄
を行つて話合ひ、その懇談会と申しま
しようか。それらの懇談会に出ました
問題を整理して、そして御報告申し
上げるという御指令でございます。先
で、簡単に御報告させて頂きます。先
程山下委員が最初に御報告になさ
したやうに、二十五日は九時から十三
時まで、廣島の廿日市の戦災孤兒育
成所で懇談会がございました。市當局の
厚生課長さん、民生局長さん、副知事
の方も非常にこのことにつきまして考
えておいでになります。外に廣島市内
外の社會事業家の方も集まりになり
まして、熱心に御討議がございました。
それから二十六日は午後二時から三時
までちよつと時間は短かござい
ますが、修徳學院で市の厚生課長さん、事
務當局の方の外に、市の社會事業家の
方がお集まりになりました。この時は
少し数も少く、時間も短かございま
して、十分にできなかったのですけれ
どもやはりお話をいたしました。それか
ら二十七日に京都におきまして、午後
二時からこれは確か五時半まで、もつ
とかがつかも知れませんが、府市當
局の方の外に、無論こちらの委員の
外に、大部分の社會事業家の方、その
外に少年審判所、それから民生委員の
方、それから警察少年防犯課の課長さ
ん、及び少年保護學生聯盟の方、そ
ういふ各方面からの少年を中心とした
それ／＼の立場の方々が集まりにな
りまして、そして懇談をいたしましたの

であります。最初に議談の時には、山下委員から今の議談の中心は児童福祉法を今度制定いたしますにつきまして、いろいろ御懸念申し上げる。従つてそのことを中心にしての議談でありました。最初山下委員から、こちらの福祉法の動きにつきましてお話をあり、又G・H・Qからこの間の交渉、こういう問題については司法の方との交渉のことも宮城委員から御報告がありまして、それから後議談に入りましてのであります。問題は三つ程どこでも共通に出ております。民生委員が児童委員を兼ねる。その問題につきましてのことが一つ、それから今度の福祉法におきましては十八歳までの子供をその対象としたしておりますが、少年教護法においては十四歳未満、そういうような取扱の、いつも宮城委員の御心配になつておる問題について意見がありましたこと、それから費用の問題につきまして多少意見がありましたことこの三つとも何処でも共通の問題になつております。京都におきましては大体それらの三つの問題を、総合的に熱心に話し合う機会があつたのであります。が、大分現在の民生委員、曾ての方面委員につきましては御心配の箇所も大分あるようであります。児童委員と兼ねることについては大分異論がありまして、それにはもつと民生委員の指導が必要だということ、それからその民生委員に、結局少年が対象であれば学校の先生、校長先生を総動員して、殊に不良少年のことについては協力して行かなければならぬから、児童委員には少くとも学校長を加えるという簡便も欲しいということ。それから京都には少年防犯協会ができておりまして

協会委員ができておりますが、その委員の人たちは民生委員の人であれば非常に子供に熱心な者も町の中にある。それから少年保護司の方も、そういう方々も動員して、少年防犯協会の委員になつて貰つておりますが、そういう委員の方もただ民生委員に限らないで入れることができるようにして欲しい。それから学生連盟の学生の方々が、先程草葉委員の御報告にございまして、ように外國でもそういうふうなビッグブラザーズ、ビッグシスターズの運動が起つておりますが、これは非常に欲しいことです。東京にもそういうものが少しございます。京都では学生の方々が非常に太勢起上つて、本當のよき兄として、姉としてやつておりますので、あゝいう中にも適任者があつたならば児童委員にする。そういうことも考えて欲しいというふうな声もございまして、民生委員が児童委員を兼ねることにつきましては、そういうふうな声もありました。それを結論として、民生委員を指導し、養成するといふとおかしいが、指導するという組織が要るが、それはどういふふうになつておるか。それにつきましても是非考慮して頂きたいという声もございまして、それから十八歳までの今度の年齢のことにつきましては不良少年をここからこまでは不良少年とするといふけじめがなか／＼むずかしいが、一般としてはこれは十八歳まではいいけれども、そういう特別の時に十八歳までを一應入れるということにつきましては、自分達もまだ疑がある。これは十分に御研究願いたいということもございまして、それから費用の点につきましても、もう今までは特殊の考え

でやつておりましたけれども、今度のこの経済的な一つの秩序の混乱によりまして、今までの篤志家がなくなつて新田階級が上つて来たけれども、その新田階級は理解がむずかしいし、援護会、少年会、社会協会、防犯協会、それらの方面から力を盡し、学生連盟なんかも、亦基金のことにしましては力を盡しておるけれども、なか／＼方方から力を盡しておりますけれども、力が弱い。又一方には社会の声といたしまして、そういう問題は篤志家の慈善事業的であつてはならないので、やはり國家の税金で、國家の負担において賄つて行くべきではないかといふ、今までの慈善事業としての社会事業に対するやけに批判的な見方もあつて、そんな声も上つておりますから、それらもお考え下すつて、この負担のあり方について考えて頂かなければならぬことにつきましては、共同募金なんかも、そういうときには重要な方法で、それをどういふふうにして各事業団体に分けるかという御質問もございまして、費用の負担につきましても、これを地方の負担になりますときに、地方ではその中の産院とか乳児院、そういうふうなことはいいつつてもできるといふようなわけで、それだからそれはそこまで持たないでもいいじゃないかといふことで、割合軽く取扱はしないか。あれは大事なことになるけれども、軽く取扱はしないかといふようなことを心配するといふ意味もございまして、殊に幼少年に対する扶助とそれから乳児に対する扶助との差が、乳児の方は非常に金がかかるにかかわらず、五円くらい少いので、経済的の方からも乳児を預かることは

今の負担においては困るというので十分に預かれない、断わらざるを得ないことになつておるが、これについては是非お考え願いたい、そういうふうな声もございまして、殊に子供の問題につきましては乳児とか、先程三木委員からも京都の児童院の御報告がございまして、児童院におきましては、やはり総合的な子供の育児の研究と指導と、それから一方出産の時からいろいろ指導しまして出産されて、それから一週間ぐらいの間に育児の指導をして、退院しましてから一週間、育児の指導をして行く、一方そういう研究したもの他の町のいろいろ母親の会に對して、或いは外の町の社会の児童関係の人達への講習会とか啓蒙運動をして行くとか、非常に総合的な仕事をしして居りましたが、そういうふうな所が何となし皆の心でありまして、やはり國立児童研究所というものがあつてもいいじゃないか。その実践所が児童院であり、その一面を兼ねておるものが児童院の研究所であるといふことになると思ひますが、そういうふうなものややはり中心にして欲しいといふような声もございまして、うでござい。大抵戦災前の社会事業とこの戦後の社会事業とはそう変りはないという草葉委員の御報告なのであります。が、ただ今のところは終戦のために、職災のために、引揚げのために、そういう浮浪児と孤児が多い。それに取らざるを放つておくわけには行かない。各地の社会事業はその施設に目もこれたならぬといふわけでありまして、ついで他の施設にそういう子供が入つておる。どの施設もその影響で非常にざわめき立つておるようございま

したが、児童福祉法は無論どういふ子供のために、一方又思ひがけない児童福祉法は役立つのでありますけれども、ついでそのことで児童福祉法中心に視察に参りましたところが、見せる所もそういうふうな所だけを見せられて、皆さんの御相談もついでに、う方面の方、おいでになりましたが、精神薄弱児の方も又他の施設の方でございまして、お示し下さる多くの場所も申しましたような戦災地を中心にしての施設を主に拜見いたしましたのであります。が、今申しましたようなことは、併し相談の時には、懇談会の際には三つのことが重きになつてはいたしますが、やはり児童の問題につきましては、福祉法で採り上げられて考えられる問題としては、そういう浮浪児及び孤児といふものが大きな問題でございまして、尙やういふふうで産院から乳幼児、殊に保育の問題とか、そういうこともやはり落さないように考えて、そして児童福祉法の必要、一番將來の方向に児童福祉法はどこに重点をおいて行くべきかといふようなことも考えて行かなければならぬといふことを、施設を見て頂くにつかしまして、つい戦災の結果においての余波のところについて、眼が奪われ勝てておりましたから、尙更にそういうことにつきましても、中心を散れぬように考えさせられた次第でございまして、以上皆さんの問題になつた点を御報告申し上げます。○小林勝馬君 皆さん方から非常に熱心なる御報告を得まして、尙又御苦労に對しまして感謝いたすものでございまして、もう今までは特殊の考え

には少年防犯協会ができておりました。きましては、もう今までは、警察のまゝ、一見、防犯の方から、児童を預かることは、にやめ、きつておるようになってございす。また、これと、おいては、なつた、と、

方が一々御報告をして頂きますことは時間的にも不経済と思ひますので、今後の問題につきましては代表的な男の議員から一名、女の議員から一名というふうな代表的に御報告を願ひたいと、かように存する者でございます。

○委員(塚本重蔵) 今小林委員からの御意見もあつたのでありますが、重複するようであります。殊に厚生大臣は衆議院の本会議に厚生省所管の二つの法案が本会議にかかつております關係で御出席に相成らなければならぬのを、特に本委員会に御出席願ひつておるのではありませんが、一刻も早く衆議院の本会議に御出席になつて頂きたいと考えますので、私も極めて簡単に地方に視察においでになりました委員の外に、いろいろの事情で地方にまで視察に行くことができず、東京におりました残りの委員が、二十八日の日に早朝から日の暮れるまで東京都内の五つの施設について視察をいたしました所感を極く簡単に申し上げて見たいと思ひます。

第一番に中央児童相談所に参つたのでありますが、こゝで感じましたことは、この一番大事な仕事は、児童の相談と並びに児童の各種の性能、性格、智能等諸般の鑑別をするというところがこの中央児童相談所の使命であります。そのことのために、もう少し科学的に鑑別方式というものを重く採り入れなければならぬのではないかと、いうことを考えさせられたのであります。今居ります非常の有能な多年経験を持つておられる方が主としてそのことに當つておられるようでありまして、個人の多年の経験、これは何よりも大事なことでありますけれども、

それと共に二層進んだ科学的な鑑別方式というものを合わせて採用することが必要である。そのことに多少欠くるところがあるように感じたのであります。

それから二番目に板橋の保育園を見ました。こゝで厚生当局大臣にも一應お耳に入れたことはここに入所します。そのために、こゝだけではありませんが、全国のこうした保育園に入所する者の選定の問題であります。こゝに入所した者のうち、生活保護法というものが一つの資格条件になつております。生活保護法を受けておる家庭の子を保育いたします。このためには、相当額の補助が貰えるのであります。併しこゝで問題になつたのは、いわゆる入所選定の対象は生活保護法に基くのであるけれども、そういう生活保護法を既に受けておる者からのみ入所者を採るとやうことよりは更にその子供を預かつてやらなければその子供を保育してやらなければ、この人は生活保護法の保護を受けなければならぬ人となるわけである、というやうな人を探り上げて入所させるというこのことが、更に一層必要ではないかというところを感じて、こゝの保育園ではそういうことの方を意を用いてやつておるようであります。これは至極いいことであると私は考えたのであります。現に生活保護法の資格者ではないけれども、そこで子供を預かつてやることによつて生活保護法を受けないで、その親たちが生活して行く子供を育成して行くということができるという事情ならば、更に有意義なことであると考へたのであります。それから石神井の学園に参りましていろいろ

の施設を見たのであります。その中に世間並みにやはりこゝでも欠配、遅配があるようであります。殆んど世間並み同様の遅配が未だにあるといふことでもあります。こゝいう場所においては、特にこれは遅配、欠配などのないようにして貰わなければならぬといふことを痛感いたしました。

それから更に秋山実務学校並びに学園を見たのであります。先ず第一番に校庭に入りまして、庭一杯水が溢つておつて、子供が木を浮べておつて水遊びしておるといふ現状であつたが、あゝいう学校の校庭をもう少し水のつからないようにしてやらなければならぬといふことを第一に感じたのであります。

それから最後に「愛児の家」を見たのであります。これは全く個人の経営でありまして、震災孤児、浮浪児等六十五人も一人で以て自分の立派な家庭を開放して、おつてそこに預かり、これを養育しておつて、その博愛に満ちた、人間愛に満ちた行爲に對しまして、全く感激の外なかつたのであります。私はこれらの施設をずつと見て参りました。この中央児童相談所、或いはこの石神井の学園、或いは秋山学園とそれらのところを見て、草葉委員の言われたように、壁内の裝飾その他について潤いがない、或いは音楽の問題であるとか、いろいろの点において、もつと進んだ家庭的な温か味をあのそれらの中に持ち込まなければならぬと考へさせられたのであります。愛は籠つておるようでありますけれども、まだその愛の表現が形の上に十分には現れていないといつたやうな感を深ういたしました。それからもう

一つは疊や道具等の修繕が全くできていない。疊のごときは全くその表がすつかり破れてしまつて、床が露出しておるといつたものが数きつめてあるやうな状態であります。それからガラスなども壊れたままに放置してあるといふ状態、あゝいう点でももう少し手を入れなければ、やはりこれは児童育成の上に好い成果は挙げられないのではなかつたか、こゝいつたやうなことを感じました。それからもう一つ、この大阪の修徳院でもそうであります。父と呼ばし母と呼ばしておるものであります。それから東京におきましては、そう呼ばしおる石神井の学園があることを思へば、秋山実務学校のごときは、そういう殊更らしい名前を使つていない。自然のままに、先生なら先生と呼ばしおるのである。或は保母さん保母さんと呼んでおるのである。これはいづれが好き成果を納めるのか研究の余地があると思つておるものであります。

それからもう一つ將來に向つて我々が考へて行きたいのは、同じやうなことを私は石神井の学園と秋山実務学校とで聞いたのであります。即ち子供といふゆる勤勞教育、実務教育といふやうなものをどの程度にやつておるかといふことを興味を持つて見、又先生にもそれら質問して見たのであります。一方の先生の先生は余り小さい子供にそういうことを教えないでやつて、学習にのみ専念した方がよいといふ答であつたし、学校の設備にもそういうところに手を着けていないやうでありました。一方ではやはり実務学校となつておるのでありますから、多少実務の方面に意を注がれておるやうでありますけれども、僅かに万年

筆の部分品を拵えたり、ボンスが一台あつて、たつた一人でやつておる。一方にミシンが三台ありましたが、そこでミシンをやつておるといふやうな程度であつて、実務学校としての実務教育といふものが充実していない。それからもう一つ奇異に感じたのは、こゝいう実務教育に余り重きを置いていないと答へた、学園の方では木工機械が十二分、十二分といふところまで行きませんが、大体一通り揃つた木工機械が動力を持つて摺り付けられておるのであります。もう一、二台入れればこれは完備して使つたんだと、こゝ言つておつたのであります。これは全く実務年齢の上から言つて秋山実務学校にあるやうな施設を先に持つて行くべきである。全く設備の仕方が、なんですか前後顛倒しておる感を深うしたのである。

それから私は大阪の修徳学院などを古くから見てもありますが、あつたこの実務教育、実務教育といふやうなものから見れば、東京は遙かに遅れておるという感を深ういたしました。それから私も随分古くからこゝういふ方面に興味を持つておる者であります。が、どうも私共がこの問題に關心を持ち始めた昭和初年から見まして、今も尚その進歩の後が極めて遅々としておるというところを感じたのであります。今度の大きな戦争で非常な派山な浮浪児、孤児等が出ておるのでありますから、飛躍的な進歩と発達がなければならぬにもかかわらず、こゝういふ実情と合せて考へて見て、この方面の施設の発達にそれについてないといふことを痛切に感じたのであります。

最後にこれを綜合いたしました。こゝ

これらの施設が都道府縣の施設経営に任
かされておつて、國はただそれに備か
ばかりの指導と援助をしておるに過ぎ
ないのである。これから先はもつとも
つとこの施設、この目的を達成するこ
のため國がもつと大きな経費を注
いで、これらの施設の充実、完備、増設
を國つに行かなければならぬ必要を感
じたのであります。ただ設備等につい
てばかりではありません。どなたかもお
つしやつておりました人の問題であり
ます。これに適當なる人を得るといふ
ことは非常に困難であります。その
困難を排除してこれらのいわゆる仕事
に携わる適當なる人を派山に得なければ
ならぬ。そのことのために、國家は
更に進んで相當な費用をこれに投する
の用意と覚悟をもつて行かなければ
ならぬ。兒童福祉法というものができ
ました。それは要するに今ある既設
の施設を綜合してそれを統計的に一應
法律の上に仕組んで行くといつたに過
ぎないではないか。この法律を作つて
さうして民生委員、兒童委員を動か
してさうして日本國內至るところに孤
児、浮浪兒の一人も見ることのできない
といつたような状態にするためには、も
つとつと今の施設を充実しなければ
ならぬ。それにはもつと多くの國家の
援助を得なければならぬ。費用の支出
がなければならぬといふようなことを
痛感して痛つて來たものであります。
以上御報告を終ります。

○國務大臣(一松定吉君) 只今皆様方
の兒童福祉法に牽聯して、各地の兒童
收容所、保育所、授産所方面を御視察
賜りました結果を詳細にこの席から承
つておりまして、私當局といたしまし
て非常に得るところが多でございます。

したことを感謝いたします。その中で
この社会施設というものが將來我が
國の再建の上に重大なる任務を持つて
おるのであるという御意見、私全然同
感であります。そういうことに關しま
しては、是非一つ御力を盡してその目
的達成の第一歩にもう足をかけて、そ
うして一つやつてみたいとかやうに考
えておりました。それらの点につきま
しても、それら事務當局ともいろいろ
將來のことを話合つてみたいと思つ
ておることでございます。本日の御報
告によつて非常に得るところが多で
ございまして、御有り難うと施設等
に關しまして不完全な点が多々ある。
而もそれは経費が十分でないから、
これらの点についても大いに考慮を拂
わなければならぬといふことは、私全
然同感でありまして、それ等の点につ
きまして國家財政の許す範圍におい
て、一つ次大強化して行きたいとかや
うに考えます。この際皆様の熱心なる
御觀察に對しまして敬意を表しまして
私の所見の一端を披露いたす次第であ
ります。(拍手)

○委員長(塚本重蔵君) 本日はこれに
て散会いたします。
午後四時三十分散会
出席者は左の通り
委員長 塚本 重蔵君
理事 今泉 政喜君
谷口 彌三郎君
宮城 大マヨ君
委員 河崎 ナツ君
三木 治朗君
草葉 隆圓君
木内キヤウ君

小林 野馬君
井上三三君
小川 友三君
小杉 イネ君
波多野林一君
姫井 伊介君
山下 義信君
米倉 龍也君
一松 定吉君
國務大臣
厚生大臣
政府委員
厚生事務員兒童局長
米澤 常道君

八月二十三日予備審のため、本委員會
に左の事件を付託された。
一、國際電氣通信株式會社等の社員
で公務員となつた者の在職年の計
算に關する恩給法の特例等に関する
法律案(予第四十一号)

國際電氣通信株式會社等の社員で
公務員となつた者の在職年の計算
に關する恩給法の特例等に関する
法律案

第一條 國際電氣通信株式會社又は日
本電信電話株式會社の事務を政
府に引き継いだ時、現にこれらの會
社の社員であつた者でその退職の
際、退職に關する恩給を受ける權利
を放棄して恩給法の公務員に就職
した者に、恩給法を適用する場合に
は、公務員としての在職年の計算に
ついては、その在職年数に社員に
就職した月から公務員に就職した月
の前月までの社員としての引き續い
ての在職年数を加えたものによ
る。

前項の社員とは、同項に掲げる會
社の職制による社員(準社員を除
く)をいう。

第二條 前條に掲げる會社は、政令の
定めるところにより、同條の規定の
適用を受ける社員が、当該會社の職
員に就職した月から同條の規定によ
る公務員に就職した月の前月までの
期間、政府職員として在職し、同條
の規定による公務員に就職した時退
官したものとする場合に、これらの
者が受けるべき恩給その他の給與の
額を參照して大蔵大臣の定める金額
を、國庫に納付しなければならない。
附則
この法律は、公布の日から、これ
を施行する。但し、第一條の規定は、
國際電氣通信株式會社に係る部分は
昭和二十二年五月二十五日から、日
本電信電話株式會社に係る部分
は昭和二十二年六月五日からこれを
適用する。

八月二十六日日本委員會に左の事件を付
託された。
一、醫師會、齒科醫師會及び日本医
療團の解散等に関する法律案(第
二十五号)

醫師會、齒科醫師會及び日本医療
團の解散等に関する法律案

第一章 總則
第一條 醫師會、齒科醫師會及び日本
医療團の解散に關する処置に關して
は、この法律の定めるところによる。
第二條 この法律において、醫師會と
は、日本醫師會及び都道府縣醫師會、
齒科醫師會とは、日本齒科醫師會及
び都道府縣齒科醫師會をいう。

第二章 醫師會及び齒科醫師會
の解散に關する処置
第三條 醫師會及び齒科醫師會は、こ
れを解散する。

第四條 醫師會及び齒科醫師會は、清
算の目的の範圍内においては、その
清算の終了するまで、なお存続する
ものとみなす。

第五條 清算人は、醫師會及び齒科医
師會の各会長、副会長、事務理事又
は理事のうちから、總會において、
これを選任しなければならない。但
し、補欠の清算人を選任し、又は清
算人を増員しようとする場合には、
他の者のうちから、これを選任する
ことができる。
監督廳は、公益上必要があると思
めるときは、清算人を解任すること
ができる。

第六條 清算人は、清算方法及び財産
処分について、總會の議決を経た後、
監督廳の認可を受けなければならない
い。

第七條 監督廳は、醫師會及び齒科医
師會の清算の監督上必要があると認
めるときは、清算事務及び財産の状
況について清算人に報告を命じ、又
は当該官吏に検査をさせること
ができる。
監督廳は、前項の規定により当該
官吏に検査をさせるときは、その
身分を示す証票を携帯させなければ
ならない。

第八條 この法律に定めるものを除い
ては、醫師會及び齒科醫師會の解散
及び清算に關するこの法律の規定の
実施に關して必要な事項は、政令で
これを定める。

第三章 日本医療團の解散に關
する処置
第九條 日本医療團は、これを解散す
る。
第十條 日本医療團は、清算及び第十

一條の規定による事業の目的の範囲内においては、その清算の終了するまで、なお存続するものとみなす。

第十一條 日本医療園は、解散後も、その清算の終了するまでは、現に行つてゐる医療事業を継続して行つていける。

第十二條 厚生大臣は、日本医療園の總裁、副總裁又は理事のうちから、清算人を選任しなければならない。

第十三條 清算人は、他の職業に従事してはならない。但し、厚生大臣の認可を受けたときは、この限りでない。

清算人は、厚生大臣の認可を受けたときに限り、自己又は第三者のために日本医療園と取引をすることができ、この場合には、民法第八條の規定を適用しない。

第十四條 清算人は、厚生大臣の定める清算計画に従つて、清算を行ななければならぬ。

厚生大臣は、前項の清算計画を定めるに當つては、日本医療園精算監理委員会に諮問しなければならない。

厚生大臣は、必要があると認めるときは、清算人に対して、清算に關して必要な事項を命ずることができ、

問しなければならない。

第十六條 残余財産は、拂い込んだ出資金額の割合に應じて、これを出資者に分配しなければならない。

前項の規定により分配する財産の額は、各出資者につき、次の者の拂い込んだ出資金額を超えてはならない。

前二項の規定の適用に當つては、國民医療法第三十三條の規定により病院、診療所等の設備を出資した者であつて、その設備の建設に當り國庫の補助を受けた者については、その拂い込んだ出資金額から当該國庫補助金額を控除した金額をその拂い込んだ出資金額とみなす。

第十七條 清算人は、残余財産の分配について、厚生大臣の認可を受けなければならない。

第十八條 第十六條の規定により分配をした後において、残余財産に剰余を生じたときは、その剰余財産は、國庫に帰属する。

第十九條 第五條第一項但書及び第二項並びに第七條の規定は、日本医療園の清算に關しこれを準用する。但し第五條第二項及び第七條中「監督廳」とあるのは「厚生大臣」と読み替へるものとする。

第二十條 日本医療園の解散及び清算に關する登記には、登録税を賦課しない。

第二十一條 この法律の定めるところを除いては、第十一條の規定による事業の実施及び第十五條第一項の規定により政府の買収したものの上に存する担保の処理に關し必要な事項、日本医療園清算監理委員会に關する規程その他日本医療園の解散及

び清算に關するこの法律の規定の実施に關して必要な事項は、政令でこれを定める。

第四章 罰則

第二十二條 第七條(第十九條)において準用する場合を含む。の規定による当該官吏の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、これを六箇月以下の懲役又は五百圓以下の罰金に処する。

附則

第二十三條 この法律施行の期日は、各規定について、政令でこれを定める。

第二十四條 國民医療法の一部を次のように改正する。

第三章及び第五章の規定並びに第七十九條乃至第八十一條を削除する。

前項の規定施行前にした行為に対する罰則の適用並びに医師会、歯科医師会及び日本医療園の解散及び清算及び第十一條の規定による事業の実施に關しては、旧法は、同項の規定施行の後、なおその効力を有する。

第二十五條 結核予防法の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「日本醫療園ノ結核療養所又ハ」を削る。

第二十六條 登録税法の一部を次のように改正する。

第二條ノ二を削る。

第六條ノ二中「恩給金庫又ハ日本醫療園カ恩給債券又ハ醫療債券ニ付」を「恩給金庫カ恩給債券ニ付」に、「恩給債券者ハ醫療債券又ハ其ノ」を「恩給債券又ハ其ノ」に改める。

第十九條第七号中「日本醫療園」及び「國民醫療法」を削る。

第十九條第十八号中「住宅當國又ハ日本醫療園」を「又ハ住宅當國」に改める。

第二十七條 印紙税法の一部を次のように改正する。

第五條第六号ノ四ノ二を削る。

八月二十六日日本委員会に左の事件を付託された。

一、恩給増額に關する請願(第百十一号)

一、戦死者遺族の更生対策に關する請願(第百十六号)

一、生活協同組合法の制定に關する請願(第百四十三号)

一、青少年禁酒法制定に關する請願(第百四十六号)

一、青少年禁酒法制定に關する請願(第百五十一号)

(請願第百十一号) 昭和二十二年八月十二日受理

恩給増額に關する請願

請願者 札幌市大通西五十五丁目財團法人北海道教育文化博舎内 半澤洵外九百二十名

紹介議員 若木 勝蔵君

この請願の趣旨は請第三十九号と同じである。

(請願第百十六号) 昭和二十二年八月十二日受理

戦死者遺族の更生対策に關する請願

請願者 福島縣石城郡小名浜町住吉一帯地 齊藤晃

紹介議員 橋本萬右衛門君

戦死者の惨状に呻吟する我々二百萬遺族は、終戦を以て、日本遺族平和連盟を結成して、新憲法の明示する処の最低生

活保証の爲に必死の運動展開を決議した。願くば我等の微意を諒とされ、請願書記載の條項を實現せられたいとの請願。

(請願第百四十三号) 昭和二十二年八月十四日受理

生活協同組合法の制定に關する請願

請願者 福島縣河沼郡廣瀬村大字三谷 佐藤利大外八十九名

紹介議員 橋本萬右衛門君

敗戦の現実と混亂の中から民族再興と日本建設のため立ち上るには、生活協同組合運動の國民的認識にあると考へられるから、同法の制定を熱望するとの請願。

(請願第百四十六号) 昭和二十二年八月十四日受理

青少年禁酒法制定に關する請願

請願者 高知縣香美郡岸本町三〇八番地 中澤吉外三百三十八名

紹介議員 木内キヤウ君

心身發育の途上にある、満二十五才未満の青少年の飲酒は、新日本將來の進歩上請願書記載の理由により、未然に防ぶ必要があるから、速かに青少年禁酒法を制定せられたいとの請願。

(請願第百五十一号) 昭和二十二年八月十六日受理

青少年禁酒法制定に關する請願

請願者 長野縣北佐久郡岩村田町西本町 百瀬幸人外二百二十名

紹介議員 島 清君外一名

この請願の趣旨は、請第百四十六号と同じである。

第七号 厚生委員会會議録第十二号 昭和二十二年八月三十日(參議院)

昭和二十二年十月十三日印刷

昭和二十二年十月十四日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局